

日本赤十字社診療放射線技師会学術総会特別会計運用規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社診療放射線技師会学術総会（以下総会とする）を安定的な開催に必要な財源である特別会計の運用について定めるものとする。

(財源)

第2条 本会計の財源は、次のものとする

- (1) 一般会計からの助成金
- (2) 会員からの参加費
- (3) 企業からの広告費・共催金
- (4) 前年度の剰余金

(運用)

第3条 当該会計期間の決算は総会の運営のため、理事会の決議を経て運用する。

(会計)

第4条 基金は一般会計特別枠とし、保管管理責任は財務が負う。

(剰余金)

第5条 決算上剰余金が生じた場合には、翌年度の歳入に繰り入れること。尚、剰余金は30万円を超えないこととする。

(監査)

第6条 基金に関する会計監査は監事が行い、その結果を総会に報告しなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会にはかり総会の承認を得るものとする。

附則

この規程は令和8年4月3日より施行する。